

## 鳥取県インターンシップの概要

### 1 実施方法

インターンシップの実施にあたっては、大学等と県との間でインターンシップに関する協定書及び覚書を締結する必要があります。

※学生個人や教授紹介などによる申込みはできません。

### 2 受入先

インターンシップの受入所属は、協定の締結前に大学等へ提示します。

(別添2の「令和元年度インターンシップ実施予定所属一覧」のとおり)

※多数の申込みがあった場合には、受入れをお断りさせていただく場合があります。

### 3 条件等

・受入期間は次の2種類のコースがあります。

①「2週間コース」：原則8月から9月までのうち概ね2週間（受入所属によって異なります。）

②「3日間コース」：原則8月から9月までのうちの3日間

・参加する学生に対する賃金、報酬及び手当等の支給はありません。

・参加する学生が各職場へ通うための交通手段の確保及び交通費や研修期間中の滞在費等の支給はありません。各自で対応していただきます。

・参加する学生は、期間中の事故に備え、自己の責任において災害障害保険等への加入が必要です。

・インターンシップ実施にあたっては、学生から誓約書（服務、個人情報保護等の遵守等）を提出していただきます。

### 4 申込方法

参加希望がある場合は、別紙回答様式に記入の上、令和元年6月20日（木）までにメール又は郵送で下記の問い合わせ先まで申し込んでください。

問い合わせ先

鳥取県総務部行財政改革局人事企画課 妹尾

〒680-8570

鳥取市東町1丁目220

電話 0857-26-7035

FAX 0857-26-8140

メール senoof@pref.tottori.lg.jp